

事業再評価調書

<p>[事業種別] 事業名 【再評価理由】</p>	<p>[街路事業] 尼崎平野線（山王）整備事業 【③事業開始後 5年経過 5回目】</p>	
<p>担 当</p>	<p>建設局道路河川部街路課 (電話番号：06-6615-6745)</p>	
<p>1 事業目的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎平野線は、国道 25 号及び国道 43 号にかかる、尼崎市境から八尾市境に至る延長約 16km、幅員 40m の幹線道路で、大阪市地域防災計画において広域緊急交通路に位置付けられ、都市防災上重要な路線である。 ・当該区間については、密集住宅市街地のなかでも特に優先的な取り組みが必要となる地区に位置し、重点的に整備が必要な防災骨格を形成するものである。 ・当該区間の整備により、周辺道路の交通の円滑化や阪神高速阿倍野ランプへのアクセス性の向上、さらには密集住宅市街地における防災性の向上を図ることとしている。 	
<p>2 事業内容</p>	<p>街路整備（拡幅） 延長 L=315m 幅員 W=40m（片側 3 車線、歩道・電線共同溝を整備） 現道幅員 25m（片側 2 車線、歩道あり）</p>	
<p>3 事業の概況 ※[]内は前回評価時</p>	<p>事業開始 昭和 50 年度 事業完了予定 令和 12 年度 [令和 7 年度] 全体事業費 48 億円 [47 億円] 既投資額 24 億円 [23 億円]</p> <p>変更点：完了年度延伸、全体事業費変更</p>	<p>進捗率（事業費ベース） 50% [48%] 工事進捗率（面積ベース） 0% [0%] 用地取得率（面積ベース） 61% [48%]</p>
<p>事業の必要性の視点</p>	<p>4 事業の必要性の評価 A~C</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、自動車交通の円滑化に加え、歩行者等の安全な通行空間を確保することから整備の必要性は高い。 ・当該区間は、令和 3 年 3 月に策定した「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」において防災骨格を形成する路線と位置付け、関係部局とともに重点的に対策を進めている。 ・費用便益分析の結果、費用を上回る便益を確認できる。
	<p>5 事業の実現見通しの評価 A</p>	<p>【費用便益分析結果】 費用便益比 B/C=1.71（総便益 B：160.8、総費用 C：94.1）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得率は 60%を超え、残りの一部は阪神高速道路等の公的機関であり、前向きな協議も進めている。そのため、残りの一部地権者との交渉に時間を要しているが、引き続き粘り強く交渉し用地確保を図っていく。 ・事業費については、補助事業として採択され、継続した財源が確保できている。

	<p>6 事業の優先度の視点の評価 A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、令和3年度に中間見直しを行った「都市計画道路の整備プログラム」において、令和8年度から令和12年度までの間に完成することとしている。 ・当該区間は「大阪市密集住宅市街地整備プログラム（R3.3）」において、重点的な対策が必要な密集住宅市街地における防災骨格路線に位置付け、令和12年度末までの完成をめざすとともに、「大阪市地域防災計画（R4.4）」において緊急交通路に位置付けている。 ・「大阪市無電柱化推進計画（H31.3）」及び「大阪市無電柱化整備計画（R2.3）」において、当該区間は都市防災機能の向上に資するものと位置付けている。
	<p>対応方針 (案)</p>	<p style="text-align: center;">事業継続：A</p>
<p>7</p>	<p>(理由)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業については、自動車交通の円滑化に加え、歩行者等の安全な通行空間を確保することから整備の必要性は高い。 ・当該区間は、令和3年3月に策定した「大阪市密集住宅市街地整備プログラム」において防災骨格を形成する路線と位置付け、関係部局とともに重点的に対策を進めている。 ・用地取得率は60%を超え、残りの一部は阪神高速道路等の公的機関の用地であり、残る地権者との継続的な協議を進めているとともに、重点的な財源が確保できる補助金にて事業を進めているため、事業完了の見通しは高い。 ・以上から、本路線の整備の優先度は高い。
<p>8</p>	<p>今後の取組方針(案)</p>	<p>本事業については、自動車交通の円滑化や密集市街地の防災骨格の形成など、当該区間の整備を進めて行く必要性が高いことから、引き続き未買収地の用地取得に向けた交渉を粘り強く続けるとともに事業費の確保に努め、令和12年度末までの事業完了に向けて重点的に実施する。</p>